

お知らせ

記者発表資料 | 平成27年 7月15日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記
 者クラブ、中国地方建設記者クラブ

**H28-31 国営備北丘陵公園運営維持管理業務
 民間競争入札実施要項(案)に関する意見募集結果
 と今後の予定について**

【概要】

国営備北丘陵公園では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
 (平成18年法律第51号)に基づき、平成28年度より本公園の運営維持管理業
 務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日閣議決定)に従っ
 て、H28-31国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(以下、
 実施要項という)を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、
 平成27年5月15日(金)~5月29日(金)まで募集いたしました。

今回、お寄せいただきましたご意見と、これに対する回答について、ご報告す
 るとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) (平日・昼間)

建政部 都市・住宅整備課長 しまむら やす あき 島村 泰 彰 (内線 6161)

【担当】建政部 都市・住宅整備課長補佐 いし かわ ひろ たか 石川 啓 貴 (内線 6162)

【広報担当窓口】広報広聴対策官 ひら かわ まさ ふみ 平川 雅 文 (内線 2117)

企画部 環境調整官 た お かず なり 田尾 和 也 (内線 3114)

H28-31 国営備北丘陵公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案) に関する意見募集結果と今後の予定について

1. 意見募集結果

国営備北丘陵公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 28 年度より、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。このたび、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に従って H28-31 国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成 27 年 5 月 15 日（金）～5 月 29 日（金）まで募集いたしました。

今回、お寄せいただきましたご意見と、これに対する回答について、ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

下記の中国地方整備局 HP からご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

国土交通省中国地方整備局 <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/opinion/index.htm>

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照下さい。

2. 今後の主な予定

平成 27 年 7 月中旬 運営維持管理業務 募集開始

平成 27 年 11 月下旬 運営維持管理業務 事業者決定

3. 意見募集結果の公表に関する問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部

都市・住宅整備課長

島村 泰彰

(担当) 都市・住宅整備課長補佐

石川 啓貴

電話番号：082-221-9231（代表）

※お問い合わせ受付は、9 時 15 分から 18 時 00 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）となります。

「H28-31国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回 答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項(案) 3.3. 配置予定者の業務実績等に関する要件(表-8)	実施要項(案) 26 ~27ページ	<p>○公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。</p> <p>(意見の理由) 「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理業務の公募等では活用事例も増加しています。国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においても是非とも積極的に活用していただきたい。</p>	技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。